

別表

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率								
院内助産所等整備費補助金	<p>(1) 施設整備</p> <p>次に掲げる基準面積に1平方メートル当たり単価表に定める単価を乗じて得た額とする。</p> <p>基準面積 30㎡<sup>(注1、2)</sup></p> <p>1平方メートル当たり単価表</p> <table border="1" data-bbox="419 613 890 790"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>単価<sup>(注3)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>264,400円/㎡</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td>230,500円/㎡</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>264,400円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	構造別	単価 <sup>(注3)</sup>	鉄筋コンクリート	264,400円/㎡	ブロック	230,500円/㎡	木造	264,400円/㎡	<p>(1) 院内助産所・助産師外来の開設に必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>院内助産所や助産師外来を開設しようとする、産科を有する病院・診療所 (ただし、地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。)</p>	(1) 0.33
	構造別	単価 <sup>(注3)</sup>										
鉄筋コンクリート	264,400円/㎡											
ブロック	230,500円/㎡											
木造	264,400円/㎡											
<p>(2) 設備整備</p> <p>1か所当たり3,811千円</p>	<p>(1) 院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費</p> <p>1品につき30千円を下限額とする。</p>		(2) 2/3									

(注)

1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

3 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。